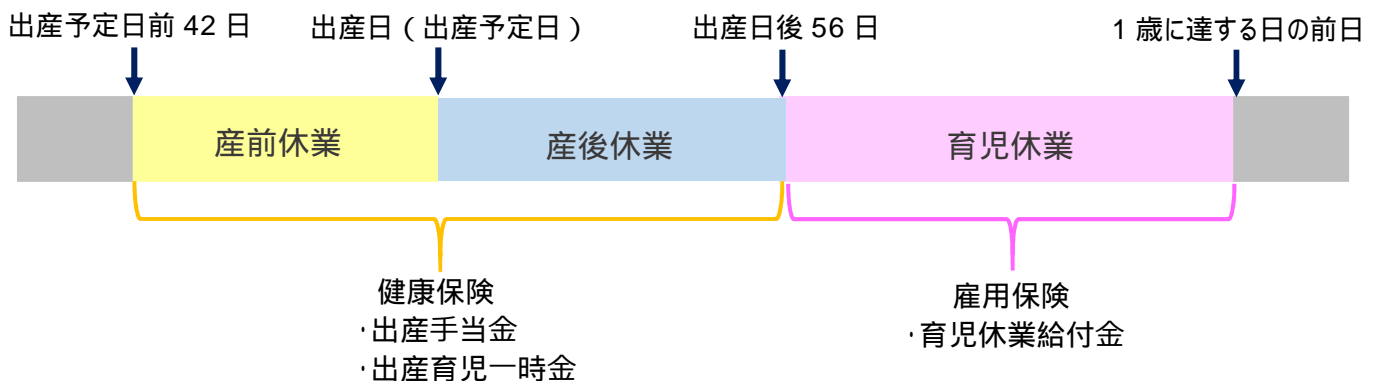


解説

産休？育休？知っておくべき出産育児に関する制度について

出産や育児には様々な手続きや給付金がありますが、それぞれ制度が異なるため迷われる方も多いのではないのでしょうか。そこで今号では、事業主が知っておくべき制度から、子育てに関する手続きまで幅広くまとめました。

I. 社会保険・雇用保険の制度



1. 出産手当金（産前産後休業中）

- 産前産後休業中、健康保険の被保険者には出産手当金が支給されます。
- 産前休業期間： 出産予定日の6週間前
産後休業期間： 出産の翌日から8週間
- 支給額： 1日につき、標準報酬日額の2/3（給与を受ける場合調整が行われます）

2. 出産育児一時金

- 出産に掛かる費用の補助として、一児につき42万円が支給されます。病院での手続きが基本となります。（産科医療補償制度に加入していない医療機関は40.4万円）

3. 育児休業給付金（育児休業期間中）

- 育児休業中、雇用保険の被保険者には育児休業給付金が支給されます。
- 育児休業期間： 子が1歳に達する前まで（一定の要件に該当した場合延長あり。平成29年10月より、延長期間が改正されます。内容については別紙をご参照下さい。）
- 支給額（給与を受ける場合調整が行われます）

(1) 育児休業開始 180日まで： 休業開始時賃金日額×支給日数×67%

(2) 育児休業開始 181日から： 休業開始時賃金日額×支給日数×50%

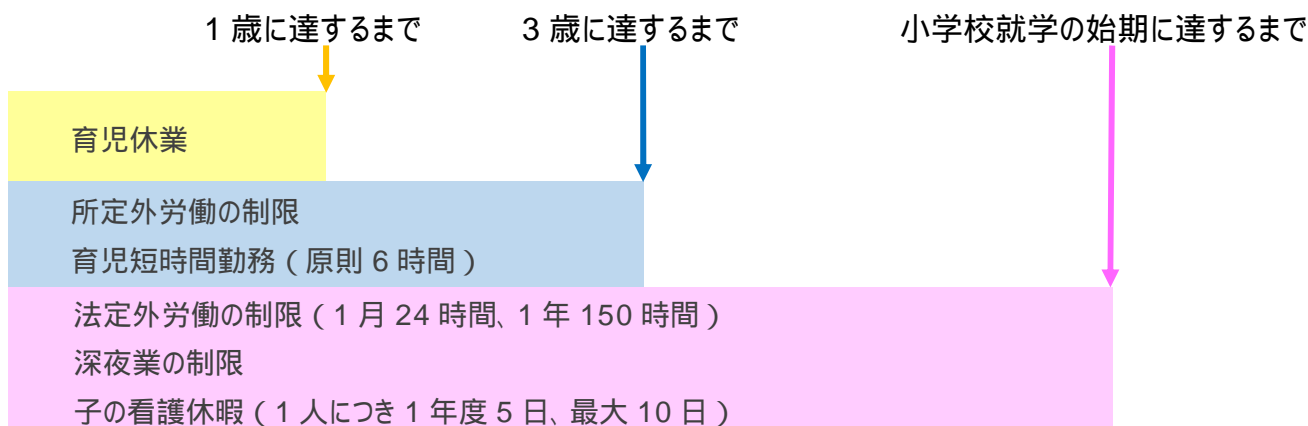
4. 休業中の保険料免除

- 産前産後休業、育児休業期間中は届出により**社会保険料が免除**になります。
- 所得税、雇用保険料は給与がない限り発生しませんが、住民税は免除となりません。

5. 事業主は妊娠中の健康診査・保健指導を受診するために必要な時間を確保しなければなりません。

II. 従業員に対する支援措置

事業主は子がそれぞれの時期に達するまで、請求した従業員に対する以下のような子の養育を容易にするための措置を講じなければなりません。



III. 出生届

1. 出生した日から 14 日以内に役所へ提出します。
 - 24 時間受付可能ですが、業務時間外に届出の場合は、後日証明を受ける必要があります。
 - マイナンバー通知カードは 1 カ月程度で送付されます。

IV. 子ども医療費助成（札幌市の場合）

1. 札幌市では中学校終了前のお子さんの医療費の一部を助成します。
 - (1) 0 歳～小学校就学前のお子さん：通院・入院医療費ともに保険診療の自己負担分
 - (2) 小・中学生のお子さん：入院医療費のうち、保険診療の自己負担額分
2. 助成を受けるためには
 - 区役所にて次の書類とともに、『札幌市子ども医療費受給者証』の交付申請を行います。

V. 児童手当

1. 中学校終了前の児童を養育している方に支給されます。

区分	所得制限未満の受給者	所得制限以上の受給者
0～3 歳未満	月額 15,000 円（一律）	月額：5,000 円
3 歳～小学校終了前	・第一子・第二子：月額 10,000 円 ・第三子以降：月額 15,000 円	
中学生	月額 10,000 円（一律）	

2. 申請手続き

- 出生した日から 15 日以内に区役所へ『認定請求書』を提出し、請求した月の翌月分より支給されます。ただし請求が翌月となっても、出生日から 15 日以内であれば請求した月分より支給されます。
- 申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けることが出来ないため注意が必要です。

3. 支給予定日

- 毎年 2 月・6 月 10 月にそれぞれの前月分までが支払われます。

詳細については区役所等にお問い合わせ下さい。

このニュースレターの内容については、正確性に万全を期しておりますがその内容を保証するものではなく、これらの情報によって生じたいかなる損害についても当法人は一切の責任を負いかねますのでご了承願います。また、わかりやすさを優先し説明を簡略化すること、例外規定の存在、時間経過および法改正等により、当該内容が必ずしもすべての事案に適用されるものではないことを、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。